木造住宅耐震シェルター設置事業補助金の流れ【申請～補助金交付】

※申請前に建築指導課が実施している鈴鹿市木造住宅耐震診断にて、総合評点0.7未満と診断を受けておく。

申請者		鈴鹿市（防災危機管理課）
①耐震シェルター設置に要する経費の見積り		
②補助金交付申請書（第１号様式）の提出	提出 →	書類審査（交付決定）
補助金交付決定通知書を受理	← 通知書送付	補助金交付決定通知書（第２号様式）による交付決定通知
交付決定通知書を受理後，事業内容を変更・中止する場合は，事業を実施する前に③補助金変更・中止承認申請書（第４号様式）を提出してから事業を実施する。		
③補助金変更・中止承認申請書（第４号様式）の提出 ※決定交付額に変更がある場合	提出 →	書類審査（変更交付決定）
補助金変更・中止承認通知書を受理	← 通知書送付	補助金変更・中止承認通知書（第５号様式）による変更決定通知
【事業の実施】 耐震シェルターの購入・設置		
④事業完了報告書（第６号様式）の提出 ⑤補助金交付請求書（第８号様式）の提出	提出 →	書類審査（補助金交付確定） 交付確定通知書（第７号様式）
		補助金の振込み